Rabby ラビー

2026年
AUTUMN

特集 不動産しっとくコラム vol.16
リースバック新ガイドラインを徹底解説

不動産・建築に関する法律コラム 法律相談
仲介の調査義務（物的状態）

東日本青年部連絡協議会北海道大会
～函館を舞台に、青年部会員が交流～



マスコットキャラクター
ラビーちゃん®

研修会／講習会

開催された研修会・講習会の報告と今後の予定

法定義務研修会

令和8年度 第4回法定義務研修会



日 程	令和8年10月23日(金) 13:30～16:30
場 所	札幌コンベンションセンター 中ホール (札幌市白石区東札幌6条1丁目1−1)
受講者	174名(会員)
第1講	『重要土地等調査法』の届出制度について 講師:内閣府 政策統括官(重要土地担当)参事官補佐 近藤 航 氏
第2講	疑わしい取引の届出制度について 講師:北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策第一課 犯罪収益対策担当補佐 警部　若狭 秀次 氏
第3講	定期賃貸借の説明主体と再契約／ 借地上建物の売却と地主の承諾 講師:弁護士法人 札幌・石川法律事務所　弁護士 石川 和弘 氏
第4講	ローン・オフェンダー対策について 講師:北海道警察本部警備部　公安第一課 国際テロ対策について 講師:北海道警察本部警備部　外事課


第1講 講師
近藤航氏


第2講 講師
若狭秀次氏


第3講 講師
石川和弘氏


第4講 講師
道警公安第一課


第4講 講師
道警外事課

○アンケート集計結果○

■第1講
・知らなかったため、勉強になった。背景なども詳しく聞いてみたかった。
・不動産取引の停滞、流動性の低下を心配する。

■第2講
・自分にも関係がある。
・来年以降 個人(本人)確認の方法が変わることを知れてよかった。
・マネーロンダリング、犯罪収益の洗浄手段として運用されやすいリスクを考えたい。

■第3講
・実際に使う知識として役立つと思った。
・実務的に活用できる部分、タメになる部分が多く、非常に勉強になりました。
・直契約で行う際の履行手続きについて参考になった。
・定借の更新に関して、注意点や知らないことを学べ、参考になった。
・内容が面白い。
・追加文が必要であることが理解できた。

■第4講
・重要な内容と感じました。
・ふだん聞くことのない話だったので興味深かった。
・いつも分かり易く難しいテーマを伝えて下さってありがたいです。

宅地建物取引士法定講習

令和8年度 宅地建物取引士法定講習(8月DVD視聴)

開催日程	令和8年8月7日(金) 10:00～17:00
開催場所	全日ビル3階 会議室(札幌市)
内　容	DVD講座(約6時間)
受講者数	30名

令和8年度においては下記のスケジュールで開催しております。
受講を希望される場合は事務局(TEL011-232-0550)までご連絡願います。



■eラーニングシステムによる受講

講習コード	取引士証発行日	受講期間(Web上での視聴可能期間)	対象者※(更新の場合の取引士証有効期限)	申込書類締切
⑧	令和8年12月18日(金)	12月3日(木)～12月17日(木)	令和8年12月18日～令和9年6月17日	11月27日(金)必着
⑨	令和9年1月29日(金)	1月12日(火)～1月28日(木)	令和9年1月29日～令和9年7月28日	1月8日(金)必着
⑩	令和9年2月26日(金)	2月8日(月)～2月25日(木)	令和9年2月26日～令和9年8月25日	2月5日(金)必着
⑪	令和9年3月19日(金)	3月4日(木)～3月18日(木)	令和9年3月19日～令和9年9月18日	2月26日(金)必着

■会場にて動画視聴による講習(全日ビル3階会議室 :札幌市中央区南4条西6丁目11番地2)

講習コード	取引士証発行日	受講期間	対象者※	申込書類締切
B	令和9年2月5日(金)	2月5日(金)	令和9年2月5日～令和9年8月4日	書類到着先着25名(1月22日(金)必着)

※取引士証(主任者証)の更新申請以外の「新規」又は「期限切れによる再取得希望」の方も受講いただけます。

Rabby vol.212
2026年／秋号

CONTENTS

全日ほっかいどう広報誌「Rabby」のご感想やご意見、取り上げてほしい記事などのご要望がありましたら、全日北海道本部事務局あてに、電話、メール、FAXなどでお寄せください。

［本部事務局］
TEL.011-232-0550
FAX.011-232-0552
［メール］
https://hokkaido.zennichi.or.jp/
お問い合わせフォームをご利用ください。



1 研修会／講習会
●法定義務研修会　●宅地建物取引士法定講習

3 information
●全国一斉不動産無料相談会
●自治体・関係機関等が開催する空き家相談会への協力
●全日納涼会
●道南ブロック納涼ビアパーティー
●ZENNICHI親睦ゴルフ大会
●宅地建物取引士資格試験直前模擬試験
●一人暮らしのマナー講座
●北海道・包括連携協定企業等交流会
●令和8年度相談担当者研修会
●国家資格セミナー
●北海道土地政策推進連携協議会講演会
●道東ブロック 法定義務研修会＆情報交換会
●オホーツクブロック 法定義務研修会＆懇親会
●全日北海道青年部会 第2回定例会
●全日北海道道南ブロック青年部会 第2回定例会
●全日コスモス会 秋の研修会

11 特集 不動産しっとくコラム vol.16
リースバック新ガイドラインを徹底解説

13 不動産・建築に関する法律コラム 法律相談
仲介の調査義務（物的状態）

14 諸変更事項／入退会

表4
●第51回札幌マラソン 給水ボランティア
●東日本青年部連絡協議会北海道大会 ～函館を舞台に、青年部会員が交流～

【内閣府からのお知らせ】

※重要事項説明に関わる内容となりますので、是非ご一読ください

「重要土地等調査法」の届出制度について

重要土地等調査法では、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域を、注視区域・特別注視区域として指定し、区域内の土地等では機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握する調査を行います。

特別注視区域内では、面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には、あらかじめ内閣府に届出をすることが必要になります。

宅地建物取引業者の皆さまにおかれましては、特別注視区域内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際に、**重要土地等調査法に基づく届出義務について、当事者に対して重要事項として説明することが必要**となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

届出様式や記載要領は内閣府ホームページの「届出について」のページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

令和8年4月～、以下事項を改正しておりますので、ご確認をお願いいたします

届出様式の改正

法人代表者の国籍等について、該当するかどうかだけではなく、該当する場合は当該代表者の国籍等を記載いただくことや、利用目的について、届出人が自由記述する形ではなく、凡例の中から選択いただく形とする、等の改正を行いました。

オンライン届出の拡充

これまで、売主と買主が連名で届出を行う場合等、オンライン届出ができないケースがありましたが、そういった場合でもオンライン届出が可能となりました。ぜひ、オンライン届出をご活用ください。

※注視区域・特別注視区域図に関し、届出を行う利用者の利便性の向上を目的として、内閣府ホームページ内に「重要土地ウェブ地図」を公開しておりますので、この機会にご活用ください。

内閣府ホームページ
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/
または、「内閣府　重要土地」で検索

重要土地ウェブ地図
https://www.resum2.go.jp/

【国土交通省からのお知らせ】

国土交通省北海道開発局 事業振興部建設産業課

マネーロンダリング対策は万全ですか？

マネーロンダリング（資金洗浄）やテロ資金供与への対策は、健全な経済活動を確保するために不可欠です。

「リスク評価書」の作成を徹底しましょう！



※作成要領、記載例などは本項下部のQRコード又はURLからご覧ください。

目　的
●宅建業者におけるマネーロンダリング等のリスク意識の向上
●「疑わしい取引の届出」件数の向上

いつまでに？
●まだ作成されていない事業者様は令和8年度中の作成完了が必要です。
※提出義務はありません

令和4年10月31日ガイドラインに基づき、既に作成が要請されていますが、政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日決定）においても、**令和8年度中の作成完了**が求められております。

「疑わしい取引の届出」判断基準の明確化！



判断に迷ったら届出を！！
●チェックリストに一つでも該当 ➡ 届出
●該当するか不明確で判断に迷う ➡ 届出

ご安心ください
●「疑わしい取引」として届出を行った場合でも、契約自体が直ちに犯収法違反や無効となるものではありません。

社会の信頼に応えるために、ご協力をお願いします。

不動産事業者の皆さまにおかれましては本対策を徹底し、マネーロンダリング対策に万全を期していただきますよう、重ねてお願いいたします。

まずは確認！詳細資料は右記QRコードから
QRコードを読み取ると次の資料をご確認いただけます。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html

全国一斉不動産無料相談会

令和8年10月1日（木）、3日（土）

（公社）全日本不動産協会では、協会の設立日である10月1日に合わせ、毎年、全国一斉に不動産無料相談会を開催しています。不動産に関する疑問や悩みを抱える消費者の皆さまに、専門家へ気軽に相談できる場を提供する取り組みです。

北海道本部では、札幌会場と全6ブロックが連携し、道内7会場で相談会を実施しました。10月1日（木）には札幌、函館、旭川、北見、小樽の5会場、3日（土）には苫小牧、帯広の2会場を設け、各地域で相談を受け付けました。新聞広告やホームページなどを通じて周知を図り、全会場合計で99件の相談が寄せられました。

相談内容は、相続や不動産売買、税金、建築に関することなど多岐にわたりました。各会場では、苦情処理・綱紀委員会、流通推進・流通センター運営委員会の委員や各ブロック役員のほか、弁護士、税理士、司法書士、一級建築士が相談に対応。それぞれの専門知識を生かし、相談者の状況に応じた助言を行いました。

また、来場者には、災害時に役立つエマージェンシーボトルをはじめ、ラビーちゃん人形や立体シールなどをプレゼントしました。さらに、相談内容に応じて「家を売る。」「家を買う。」の冊子も配付し、不動産に関する情報提供とともに、ラビーちゃんを通じた協会のPRにもつなげました。

不動産は暮らしに深く関わる一方、専門的な知識が必要となる場面も少なくありません。今回の相談会も、地域の皆さまが抱える身近な疑問や不安に向き合う機会となりました。北海道本部では、これからも地域に根差した相談活動を通じて、安心・安全な不動産取引の普及に取り組んでまいります。



札幌市

日　程	令和8年10月1日（木）10:00～16:00
会　場	モユクサッポロ 1階
相談対応	苦情処理・綱紀委員会 流通推進・流通センター運営委員会 弁護士、税理士
相談件数	38件
相談内容	民法2件、借地借家法2件、登記1件、 税金7件、相続8件、物件4件、 空き家8件、その他6件





函館市

日　程	令和8年10月1日（木）10:00～15:00
会　場	ポールスター ショッピングセンター 1階
相談対応	道南ブロック 弁護士、税理士
相談件数	18件
相談内容	民法1件、借地借家法2件、登記2件、 税金1件、相続3件、物件6件、 空き家2件、その他1件





旭川市

日　程	令和8年10月1日(木)13:00～16:00
会　場	イオンモール 旭川駅前 2階
相談対応	道北ブロック
相談件数	8件
相談内容	相続2件、物件2件、空き家2件、 その他2件



北見市

日　程	令和8年10月1日(木)10:00～16:00
会　場	まちきた大通ビル 1階
相談対応	オホーツクブロック 弁護士、税理士、司法書士、建築士
相談件数	19件
相談内容	民法1件、登記3件、税金3件、 相続5件、物件2件、空き家3件、 その他2件



小樽市

日　程	令和8年10月1日(木)13:00～16:00
会　場	ウイングベイ小樽 5番街ハイタッチコート 1階
相談対応	後志ブロック 弁護士
相談件数	8件
相談内容	民法1件、宅建業法1件、 税金1件、物件3件、鑑定1件、 その他1件



苫小牧市

日　程	令和8年10月3日(土)10:00～15:00
会　場	苫小牧市民文化ホール ART CUBES 2階 ルーム3
相談対応	道央ブロック 税理士、司法書士
相談件数	6件
相談内容	登記2件、税金1件、 相続2件、物件1件



帯広市

日　程	令和8年10月3日(土)14:00～17:00
会　場	イオン帯広店 3階
相談対応	道東ブロック、弁護士
相談件数	2件
相談内容	物件1件、その他1件



自治体・関係機関等が開催する空き家相談会への協力

空き家の増加や適正管理が課題となる中、北海道本部では、自治体や関係機関と連携し、空き家所有者が専門家に相談できる機会の充実に取り組んでいます。

令和元年に北海道行政書士会と締結した「空家等対策に関する協定」を契機に、自治体との協力関係が広がり、道内各地の相談会に参画しています。会場では個別相談に応じるほか、北海道本部が運営する「全日北海道・不動産相談センター」への案内や、協会グッズの配布によるPRも行っています。

令和8年度は、5月の小樽市、6月の夕張市及び函館市での相談会参加に続き、8月に北見市、9月に当麻町での相談会に相談員を派遣しております。また、10月には北海道と北洋銀行が主催する全道の空き家所有者を対象とした相談会にも参画し、相談対応を行いました。こうした活動を通じて、地域ごとの事情や所有者が抱えるさまざまな課題に触れ、相談内容に応じた情報提供や助言を行っています。

今後も自治体や関係機関との協力を継続し、空き家所有者の不安や悩みに寄り添いながら、地域に根差した相談活動を進めてまいります。

北見





主催	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町
日程	令和8年8月8日(土)
時間	13:00～16:00
会場	北見信用金庫本店ビル 9階
相談対応	オホーツクブロック
相談件数	6件
相談内容	空き家の相談6件

当麻





主催	当麻町
日程	令和8年9月12日(土)
時間	10:00～14:00
会場	当麻町公民館まとまーる ホール
相談対応	道北ブロック
相談件数	6件
相談内容	空き家の相談6件

札幌





主催	北海道、北洋銀行
日程	令和8年10月17日(土)
時間	10:00～16:00
会場	北洋大通センター4階 セミナーホール
相談対応	苦情処理・綱紀委員会
相談件数	4件
相談内容	空き家の相談4件

不動産の無料相談!

北海道内の自治体や北海道行政書士会、札幌商工会議所と空き家等流通促進に関する協定を締結しております。

ご相談・物件登録は無料です

全日本不動産協会北海道本部に加盟している登録会員企業が相談に応じます

登録会員企業の担当者は年に一度、相談に関する研修を受けており秘密は厳守いたします

ご相談者が相談したい登録会員企業を選べます

空き家・空き地など不動産のお困りごとありませんか?

その問題、全日北海道・不動産相談センターが解消します!

相談申込はこちら



全日北海道・不動産相談センターは全日本不動産協会 北海道本部が運営しています

公益社団法人
全日本不動産協会北海道本部
〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目11番地2 全日ビル2階

TEL 011-232-0550
電話受付時間 9:00-17:30(平日)

※登録会員の仲介により売買等の取引が成立した際には、登録会員へ仲介手数料をお支払いいただきます。

全日納涼会

令和8年8月21日（金）

すすきのの街明かりを望む開放的な空間で、夏の恒例行事「全日納涼会」が8月21日（金）に開催されました。会場は、複合商業施設「COCONO SUSUKINO」内にあるBAR & GRILL Splish（札幌市）。洗練された空間と、7階から望む街の夜景が印象的な会場です。当日は会員ら122名が参加し、今年は例年のジンギスカン食べ放題から趣向を変え、ホテルの食事会場を貸し切ったブッフェ形式で、食事と交流を楽しみました。

新井田政人組織・広報委員長の司会で進行し、横山鷹史本部長の発声で乾杯。和洋中の多彩な料理に加え、北海道ならではのメニューも並びました。実演コーナーでは、目の前で調理される出来たての料理も楽しめ、専用バーカウンターでは豊富なドリンクメニューから好みの一杯を注文していました。

参加者は思い思いに料理や飲み物を味わいながら歓談し、普段なかなか話す機会のない会員同士も、ゆっくりと親睦を深めていました。

いつもとはひと味違う会場と趣向で、会員同士の交流が一層深まった今年の納涼会。夏の楽しいひとときを過ごし、最後は三國成能副本部長の締めで、盛会のうちに幕を閉じました。


横山本部長


三國副本部長







道南ブロック納涼ビアパーティー

令和8年7月24日（金）

ジンギスカンを味わいながら、笑顔と歓談が広がる夏のひととき。道南ブロックでは7月24日（金）、ジンギスカンえいじん函館店（函館市）で「納涼ビアパーティー」を開催し、会員25名が参加しました。

新井田政人ブロック長の発声による乾杯で開宴し、参加者は食事を楽しみながら、互いの近況や仕事の話に花を咲かせました。不動産市場の動向や地域の出来事など話題は多岐にわたり、それぞれの経験を語り合う場面も見られました。普段はゆっくり話す機会の少ない会員同士も、気兼ねなく情報交換を楽しみ、親交を深めていました。

おいしい食事と弾む会話に、終始笑顔が広がる納涼ビアパーティーとなりました。



ZENNICHI親睦ゴルフ大会

令和8年9月8日（火）

9月8日（火）、ツキサップゴルフクラブ（札幌市）にてゴルフ大会を開催しました。会員間の親睦を目的とした事業で初参加の会員も多く、27社32名、秋の清々しい天候のもと楽しく奮闘されました。

プレー終了後の表彰式は、横山鷹史本部長の司会進行により各賞の発表で大変賑わいました。来年度も開催を望む声が多く、より多くの会員の皆さまにご参加いただければと考えております。



ご協賛いただきました皆さまには深く御礼申し上げます。



優　勝	アプローズ（株）	安田晴久 様
準優勝	（株）エクシング	三國成能 様
横山本部長賞	（株）HOKKAIDO PROPERTY	吉田正人 様
三國副本部長賞	ジャパンプロパティリンク（株） （株）シンエステート	尾崎翔太 様 荒川　一 様
安田常務理事賞	（株）タートル	吉江　仁 様

宅地建物取引士資格試験直前模擬試験

令和8年10月7日（水）、8日（木）、9日（金）

宅建試験を目前に控え、受験者がこれまでの学習成果を確認し、本番に備える機会として、全日ビル3階会議室（札幌市）で宅建試験直前模擬試験を実施しました。試験は複数日に分けて行われ、10月7日（水）に25名、8日（木）に28名、9日（金）に28名の合計81名が参加。受験者は制限時間を意識しながら問題に取り組み、これまで身につけた知識や解答力を確かめました。

試験後には、各日ともLEC東京リーガルマインドの講師による解説講義を実施。問題ごとの考え方や正答を導くためのポイント、注意すべき出題傾向などについて説明が行われました。受験者にとって、理解が不十分な分野を見直し、試験本番に向けて学習の仕上げを行う機会となりました。



一人暮らしのマナー講座

令和8年10月15日（木）

北海道本部では、高校卒業を控えた生徒が新生活を安心してスタートできるよう「一人暮らしのマナー講座」を実施しています。令和8年度の第1回は、10月15日（木）に平取高等学校（平取町）で開催しました。



講座では、賃貸物件の契約や入退去時の手続き、共同住宅での生活上の注意点など、一人暮らしを始める前に知っておきたい基礎知識を解説。水道凍結など北海道ならではの住まいのトラブルや緊急時の対応についても取り上げました。

日　程	10月15日（木）13:25～15:15
場　所	平取高等学校（沙流郡平取町本町109-2）
講　師	研修副委員長　亀井 英明 氏
受講者数	6名
アンケート集計結果	・敷金は返ってくる場合があることがわかった、家賃を支払い忘れてしまうことがあると遅延金がかかることがあるので気を付けようと思った。 ・退去予告は1か月前、もしくは1.5か月前にすることが大事だと分かった。 ・入居時だけでなく退去時のことも教えていただき良かった。 ・自分が今後遭遇するかもしれない事態の対処法を教えていただき安心して暮らすことができそう。 ・物件を見分ける方法からお金の支払い、退去の連絡期限まで細かく聞くことができたので良かった。大家さんや不動産会社と細かく話をしようと思った。 ・火災保険は絶対に入らないといけないと思った。 ・危険なポイントや緊急時の対処法を教えていただけたのでこのことを頭に入れておき大きな問題を防ぎたいと思った。 ・水道凍結に気を付ける。 ・北海道特有の寒さ事情や事例を知れた。

北海道・包括連携協定企業等交流会

令和8年10月20日（火）

10月20日（火）、北海道主催の「北海道・包括連携協定企業等交流会」がプレミアホテル-TSUBAKI-札幌（札幌市）で開催され、北海道本部から三國成能副本部長が出席しました。

北海道では、地域の活性化や公共サービスの充実を目指し、企業・団体との包括連携協定の締結を進めています。当日は、協定締結企業・団体や市町村関係者など約200名が参加。長年にわたり道に貢献した企業への表彰をはじめ、北海道が選定する優れた道産食品「北のハイグレード食品」や、参加自治体のふるさと納税返礼品の紹介も行われ、参加者がそれぞれの取り組みに触れる機会となりました。

北海道本部では、今後も本協定を通じて、空き家対策や住環境の整備など、地域の活性化に向けた取り組みに協力してまいります。







令和8年度相談担当者研修会

令和8年10月23日（金）

北海道本部は10月23日（金）、札幌コンベンションセンター（札幌市）において、令和8年度相談担当者研修会を開催しました。本研修会は、全日北海道・不動産相談センターに相談担当者として登録している会員を対象とし、当日は21名が参加しました。

研修会は北山日出樹流通推進・流通センター運営委員の司会で進められ、冒頭では佐藤慎司委員長が挨拶。その後、渡辺康太委員が講師を務め、相談センターの現状やエントリーからマッチング、受託期間までの業務の流れ、報告義務などを解説しました。さらに、相談実績や会員から聞き取った事例、各自治体へのポスター掲示依頼など、実務や周知活動に関する取り組みも紹介されました。

なお、全日北海道・不動産相談センターの相談担当者登録は随時受け付けております。制度の詳細や登録については、事務局までお問い合わせください。


司会の北山氏


佐藤委員長






講師の渡辺氏

国家資格セミナー

令和8年10月24日（土）

不動産分野の国家資格への理解を深め、資格取得への関心を高めてもらうことを目的に、10月24日（土）、TKP札幌駅カンファレンスセンター（札幌市）で「国家資格セミナー」が開催されました。北海道不動産鑑定士協会、札幌司法書士会、札幌土地家屋調査士会、全日本不動産協会北海道本部の4団体が共催し、46名が参加しました。

当日は、宅地建物取引士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士の4資格について、各業界の魅力や仕事内容、試験制度などを紹介。講義後には、各資格者による個別相談も設けられ、参加者は資格取得に向けた学習方法や実際の業務について質問を寄せていました。

北海道本部からは髙橋智春研修委員長が当日の運営にあたり、参加者にとって各資格や不動産業界への理解を深める機会となりました。



北海道土地政策推進連携協議会講演会

令和8年10月29日（木）

北海道土地政策推進連携協議会が主催する令和8年度講演会が、10月29日（木）、オンライン（Microsoft Teams）で開催され、道内市町村の行政担当者など54名が参加しました。北海道本部は協力団体として、講師派遣に協力しました。

同協議会は、平成31年に所有者不明土地問題への対応を目的に設立され、令和4年に現在の名称へ変更。空き家対策や土地の適正な管理・利活用に向け、関係機関の連携を進めています。事務局は北海道開発局開発監理部用地課が務めています。

当日は、佐藤慎司流通推進・流通センター運営委員長が全日ビル3階会議室（札幌市）からオンラインで登壇。「全日北海道・不動産相談センターについて」をテーマに、相談センターの役割や相談支援の取り組みを紹介し、市町村の相談窓口や空き家対策の実務担当者に活動を周知しました。



道東ブロック 法定義務研修会&情報交換会

令和8年8月18日（火）



道東ブロックでは8月18日（火）、釧路市交流プラザさいわい（釧路市）において法定義務研修会を開催し、会員10名が参加しました。

冒頭、亀井麻也ブロック長の挨拶に続いて研修が始まり、今回は過去の研修内容を収録したDVDを活用して、2つの講義を視聴しました。

第1講は、弁護士法人札幌・石川法律事務所の石川和弘弁護士による「建物明渡の実務と賃料増額の現状」で、建物明渡しの実務や賃料増額をめぐる現状について学びました。続く第2講では、BDO税理士法人札幌事務所の出口秀樹所長（税理士・米国税理士）による「不動産に関連する最新の税制改正の影響と今後の対応策」を視聴し、税制改正のポイントや不動産業務への影響について理解を深めました。

研修終了後は、釧路市内の「炉ばたキッチンRICASA」に会場を移し、情報交換会を行いました。食事を囲みながら、参加者同士で業務上の課題や日頃の取り組みについて話が弾み、和やかな交流の時間となりました。

オホーツクブロック 法定義務研修会&懇親会

令和8年9月30日（水）



オホーツクブロックでは9月30日（水）、北見ピアソンホテル内の濘陽飯店（北見市）において法定義務研修会を開催し、会員17名が参加しました。

開会にあたり、山本貴一ブロック長から挨拶があり、研修がスタートしました。講師は、弁護士法人札幌・石川法律事務所の山村晃一弁護士と税理士法人平川会計パートナーズ札幌事務所の多田優一税理士が務め、お二人には翌日の全国一斉不動産無料相談会でも相談員を担当していただきました。

山村弁護士からは「定期借家の再契約の対応」をテーマに、再契約時の手続きや敷金・保証金の取り扱い、原状回復義務など、実務上の留意点について解説がありました。また、多田税理士からは、不動産に関する税制や各種特例の適用について講義が行われ、参加者は理解を深めました。

研修後には懇親会を開催し、参加者同士が日頃の業務に関する情報や意見を交わし、交流を深めました。

全日北海道青年部会 第2回定例会

令和8年9月8日（火）



大野靖弘氏



9月8日（火）、全日ビル3階会議室（札幌市）において、全日北海道青年部会第2回定例会を開催しました。今回は、（同）フォーシンクビル代表の大野靖弘氏を講師に迎え、「投資家から見た不動産業」をテーマに、サラリーマン大家から専業投資家、不動産仲介業の開業に至るまでの経験を踏まえ、不動産業の新たな可能性について学びました。

当日は全道各地から28名が参加。渡辺康太部会長の挨拶に続き、大野氏からは、不動産投資を始めた経緯や融資の活用方法、物件の売却タイミングなどについて解説がありました。また、賃貸業と宅建業を組み合わせることによる事業展開のメリットについても紹介されました。

終了後は、居酒屋「にくと酒とACT」に会場を移して懇親会を開催。参加者同士で活発な情報交換や交流が行われ、親睦を深めました。

全日北海道道南ブロック青年部会 第2回定例会

令和8年9月17日（木）



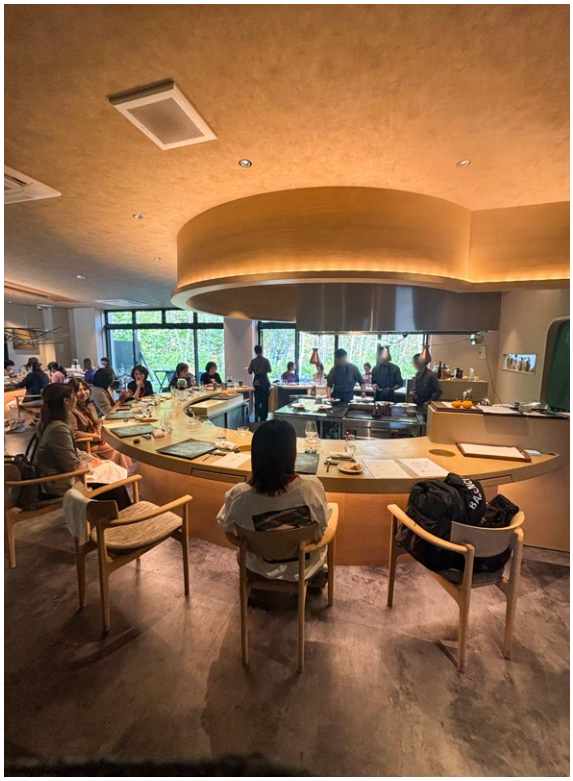
9月17日（木）、シエスタハコダテ4階Gスクエア多目的ホール（函館市）において、道南ブロック青年部会の第2回定例会を開催し、総勢42名が参加しました。

今回は函館司法書士会との共催による合同例会として、青年部会員21名、司法書士会14名、オブザーバー6名、事務局1名が参加。冒頭、北山日出樹部会長より挨拶があり、その後、「犯罪収益移転防止法の確認について～厳しくなり続ける取引時確認、本人確認～」をテーマに研修を実施しました。講師には函館司法書士会の小長井朗会長を迎え、宅地建物取引業者と司法書士に課せられている取引時確認や本人確認などの義務について解説いただき、実務への理解を深めました。

また、研修後には居酒屋「いか太郎 総本店」にて質疑応答や参加者同士の交流も行われ、双方の専門性や業務への理解を深める機会となりました。今回の合同例会は、互いの専門性を活かし、今後も気軽に相談・連携できる関係を築いていくための第一歩となりました。

全日コスモス会 秋の研修会

令和8年10月6日（火）



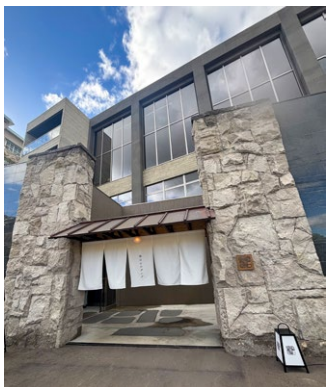
10月6日（火）、定山渓温泉の第一寶亭留（札幌市）「翠巌離れ 松直棘曲」および「休日ビルヂング」にて、全日コスモス会秋の研修会が開催され、会員19名が参加しました。今回は、民泊の提供が増えている不動産業界の現状を踏まえ、新しい宿泊価値を提案する第一寶亭留を研修場所に選びました。

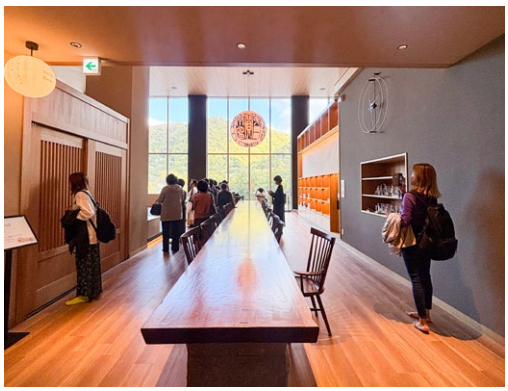
第1部では、「いつものホテルとは少し異なる体験を提供したい」という想いを体現するレストラン「翠巌離れ 松直棘曲」にて、特別ランチコースをいただきました。落ち着いた雰囲気の中、自然体で特別感のあるおもてなしを体験しました。

第2部では、施設特別案内ツアーとして館内を見学し、空間づくりやおもてなしの工夫、集客のヒントなどについて説明を受けました。「お客さまに選ばれる場所づくり」という点で私たちの仕事にも通じる学びが多く、参加者からは積極的に質問する姿も見られました。

第3部では、「非日常のちょっと手前の休日を過ごす場所」をコンセプトとする「休日ビルヂング」にて、「休日湯」の入浴を体験。山々を望む開放的な空間で、日頃の疲れを癒やし、リフレッシュしました。

女性同士だからこそ話せる仕事の悩みや日々の工夫についても情報交換ができ、学びと交流の深まる和やかな研修会となりました。ご参加いただいた皆さま、ご協力いただいた施設の皆さまに心より御礼申し上げます。今後も各社の集客や売上向上につながる研修を企画してまいります。







特集
不動産しっとくコラム
VOL.16

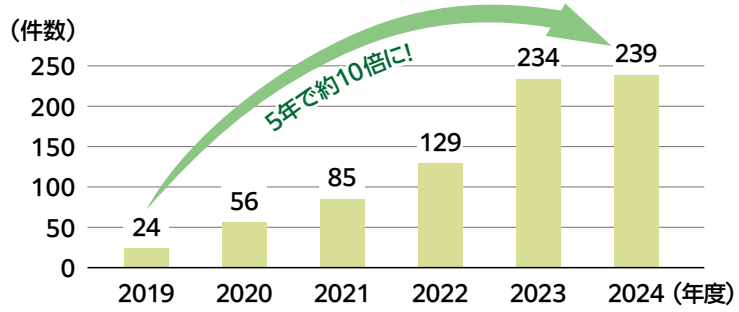
リースバック新ガイドラインを徹底解説

自宅を売却して資金を得ながら、そのまま住み続けられるリースバック。しかし、家賃や居住期間などの理解が不十分なまま契約し、トラブルになるケースも報告されています。そこで、国土交通省は2026年10月1日、住宅のリースバックに関する新ガイドラインを施行しました。策定の背景と、不動産事業者が押さえるべきポイントを解説します。

相談の増加を背景に、事業者の法令遵守を徹底

新ガイドラインの目的は、宅建業者が伝えるべき情報と禁止される行為を明確にし、リースバック取引の適正化を図ることです。住宅のリースバックは、自宅を売却した後、その住宅を借りて毎月家賃を支払う仕組みです。老後の資金確保や住み替えなどの手段として注目される一方、売却後の負担や居住条件を十分に理解しないまま契約してしまうトラブルが発生しています。売却代金を受け取っても、家賃が高額であれば生活資金を圧迫します。また、契約内容によっては希望する期間まで住み続けられず、売買契約の解約時に高額な違約金を請求されることもあります。国交省は2022年に消費者向けガイドブックを公表し、2025年にも関係機関と連携して注意喚起を行いました。今回のガイドラインは、こうした啓発に加え、事業者側の法令遵守を徹底するものです。

PIO-NET※にみる住宅のリースバックに関する年度別相談件数の推移



引用：ウェブ版国民生活NO.158「消費者問題アラカルト 住宅のリースバックの注意点と適切な利用」

※PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース。相談件数は2025年3月31日までの登録分。

売買と賃貸借を一体として捉え、告知責任を明確化

新ガイドラインの最大のポイントは、売却後の賃貸借条件も、住宅を売るかどうかの判断に重要な影響を及ぼすと明確にしたことです。対象は、本人が居住する住宅を売却し、借りて引き続き住む取引のうち、宅建業者が買主になる場合、または売買を媒介・代理する場合です。売買と賃貸借の契約時期が異なる場合や、買主と貸主が別でも、契約関係や取引の目的によって対象になります。

今回の措置は、既存の宅建業法の解釈を明確にしたもので、新たな法律による規制ではありません。売買の勧誘に際し、判断に重要な影響を及ぼす賃貸借条件を故意に伝えない行為は、同法第47条第1号（事実不告知の禁止）に抵触します。よって、売却の意思決定に必要な情報を「賃貸借契約の際に説明する」と後回しにする対応には問題があります。過失による告知漏れでも、第31条第1項（信義誠実義務）に抵触するおそれがあります。また、宅建業者が買い取り、別の宅建業者が売買を仲介する場合には、それぞれに関係規定が適用。各社が自社の責任として告知内容を確認する必要があります。

家賃・居住期間・買い戻し条件まで具体的に伝える

告知すべき事項は、売買と賃貸借の双方に及びます。売買では、代金以外に授受される金銭の額と目的、契約解除に関する事項、損害賠償額の予定や違約金、買い戻し特約の有無とその内容などが挙げられています。賃貸借では、借賃の額・支払時期・方法、借賃以外の金銭、契約期間や更新、定期借家契約である旨、解除や違約金、利用制限、敷金等の精算、修繕費の負担区分などが対象です。物件を第三者に譲渡する可能性と、その場合の賃貸借関係への影響も含まれます。「そのまま住める」という説明だけでは、期間や費用負担の実態は伝わりません。

一方、売買価格・借賃の算定根拠、売却代金が家賃等の何カ月分に相当するかの説明、告知事項を記載した書面の交付は、可能な範囲で対応することが望ましい事項とされていますので、法令上の義務と推奨事項を区別することも重要です。ただし、売買を媒介する宅建業者が、媒介契約書に記載する売買すべき価格について意見を述べる場合には、その根拠を明らかにする義務があります。売却時に得られる金額だけでなく、売却後にどのような支出が続くかまで示すことが求められます。

「押し買い」を防ぎ、説明と勧誘の体制を点検

ガイドラインでは、下記の行為は法第47条の2に抵触するため、監督官庁からの指示、業務停止命令や免許の取り消しを受ける可能性があると示しています。営業担当者が無自覚でこのような行為を行っている可能性もありますので、住宅リースバック取引を行っている宅建業者は、今一度営業担当者と禁止行為の共有をし、「押し買い」を防ぎましょう。

監督官庁からの指示、業務停止命令、免許の取り消しを受ける可能性がある行為

- **契約締結を勧誘する際の禁止行為**
  - ・確実に利益がでると誤解させてしまうような断定的判断を提供
  - ・契約予定の宅地や建物の将来の環境、交通、その他の利便について誤解させてしまうような断定的判断を提供
  - ・正当な理由なく、契約の判断をするために必要な時間を与えることを拒む
  - ・宅建業者の商号、名称、担当者の氏名、契約締結を勧誘する目的であることを告げずに勧誘を行う
  - ・契約を締結しないと意思表示をされたのに、勧誘を継続する
  - ・迷惑な時間に電話をする、訪問する
  - ・深夜の時間帯や長時間の勧誘など、平穏を害するような方法で困惑させる



- **契約を締結させ、契約の申し込みの撤回・解除を防ぐために威迫する行為**
- **契約の申し込みの撤回をする際、預り金の返還を拒む**
- **手付を放棄して契約の解除を行う場合、正当な理由なく解除を拒んだり妨げたりする**

実務上は、告知事項の確認表を作成し、説明や質問への対応を記録することが考えられます。リースバックの提案では、売却代金、継続的な借賃負担、居住できる条件を併せて伝え、売主が将来の暮らしを見通せて、納得した上で選択できるようにすることが欠かせません。

※掲載の内容は2026年10月現在のものです。

法律相談

不動産・建築に関する法律コラム



弁護士 石川 和弘
弁護士法人 札幌・石川法律事務所
札幌市中央区北1条西9丁目3-1南大通ビルN1 7階
TEL.011-209-7150
http://ishikawa-lo.com/

今回のテーマ

仲介の調査義務（物的状態）

1

不動産売買の仲介業者には、説明義務があり、説明の前提として調査する義務があります。しかし、何を説明するかによって、調査の範囲や程度は異なります。

今回は、**取引物件の状態について調査義務があるか否か**が争点となった東京地裁令和4年11月22日判決を紹介します。

2

事案は、土地建物売買の物件状況報告書の「敷地内残置物」の欄の「無・有・不明」の選択肢のうち「無」に○印が付されていたにもかかわらず、実際には、地中からコンクリート製の枡と大谷石の擁壁が存在していたというものです（買主が建物解体時に発見しました）。

売主は、本件土地上に存在していた建物（旧建物）を本件建物に建て替えるために、旧建物の解体と本件建物の新築を請け負った建設会社に敷地調査を依頼したところ、本件土地に浄化槽と大谷石の擁壁がある旨の図面添付の報告書の交付を受けたため、その建設会社に対する解体工事の発注内容は、浄化槽と擁壁の撤去を含むものとしていました。

つまり、この建設会社は、浄化槽と擁壁の撤去をしていなかったのです。

3

買主は、仲介に対して残置物の撤去費用等についての損害賠償を求めて提訴しましたが、その法的根拠については、次のように主張しました。

すなわち、宅建業者は、過去に敷地内に残置物があった土地の売買を仲介するにあたっては、残置物がある可能性を察知し、売主に事実と異なる告知をさせないようにする義務がある、と。

4

裁判所の判断の骨子は、次のとおりです。

❶ **特段の事情**のない限り、物的状態についての瑕疵の存否及び内容について調査する義務はない。

仲介業者は、現状を通常の注意により目視で観察するという限度での調査義務を負うにとどまる。

なぜなら、宅建業者は取引物件の物的状態に係る調査能力を備えているわけではなく、その役割は売買契約の成約に向けてあっせんの尽力をすることにあるから。

❷ **①の特段の事情**としては、次のようなものがあげられる。

ア. 残置物の存置が疑われるべき徴表がある

イ. 売主から、残置物があるとの話を聞いた

ウ. 買主から残置物に関する調査依頼を受け、これに応じた

諸変更事項／入退会

諸変更事項

年／月	変更事項	商　号	変　更　後	変　更　前
R8/9	所在地	(株)タクマ企画	〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目15-3 南1条丸美ビル3階 SAKURA-S1 I室	〒064-0809 札幌市中央区南9条西5丁目1-15 SAKURA-S9
	政令使用人	(株)シロクマエステート 小樽店	山田 祐也	平館 理恵
	政令使用人	グリットアイエフ(株)	吉田 洋介	阿部 美佐子
	政令使用人	(株)ブッシュクロフィード 札幌支社	森田 一平	田中 康陽
	所在地	(株)順工務店	〒041-1104 亀田郡七飯町字上藤城124番地3	〒041-1111 亀田郡七飯町本町4丁目3番14号
	政令使用人	(株)三光不動産 アパマンショップ北大前店	久保田 雄飛	工藤 大貴
	政令使用人	(株)三光不動産 アパマンショップ東区役所店	本多 大地	大京寺 啓太
	代表者	(株)サイド企画	中村 貴也	日浅 貴也
R8/8	商号	(株)LEMON	(株)LEMON	(有)LEMON
	所在地 TEL・FAX	(株)ネコス	〒006-0002 札幌市手稲区西宮の沢2条1丁目6-39 TEL:011-676-7682・FAX:011-676-5723	〒065-0024 札幌市東区北24条東1丁目1-35北海ビル TEL:011-711-2580・FAX:011-752-8287
	所在地	(株)シティビルサービス札幌	〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目16-4 シルキービル	〒064-0809 札幌市中央区南9条西6丁目1-1シティビル7階・8階
	所在地	(株)スタイルディープラス	〒041-0811 函館市富岡町3丁目41番14号	〒040-0073 函館市宮前町9番20号
	TEL	(株)りんこう	TEL:011-522-7374	TEL:011-252-9127
	代表者	グリットアイエフ(株)	亀谷 亮太	阿部 淳一
	所在地 TEL・FAX	イエックス(株)	〒060-0054 札幌市中央区南4条東2丁目12番地 川村ビル2F TEL:011-200-0923・FAX:011-200-0924	〒060-0055 札幌市中央区南5条東3丁目11番地1 札幌ビオス館511号 TEL:011-600-3713・FAX:011-600-3713
	代表者	(株)FKS	竹内 美代子	竹内 誠二
	所在地	(株)ムーンアセット	〒001-0018 札幌市北区北18条西3丁目1-18 リー北18条ビル 5F	〒002-8008 札幌市北区太平8条4丁目7番8号
R8/7	所在地 TEL・FAX	(株)アンビション	〒070-0002 旭川市新富2条1丁目1番21号 TEL:0166-73-7705・FAX:0166-73-8552	〒070-0842 旭川市大町2条4丁目21-37 TEL:0166-85-7010・FAX:0166-85-7013
	所在地	(株)R&K	〒063-0001 札幌市西区山の手1条12丁目14-1	〒063-0813 札幌市西区琴似3条4丁目1-48 MTガーデン琴似A201号室
	代表者	(株)ファルコン	石川 信行	鷹野 公弘
	TEL	(株)NORDY	TEL:070-6607-3178	TEL:011-788-3876
	所在地	Front-Row Realty(株)	〒060-0061 札幌市中央区南1条西9丁目6番1号-302	〒006-0802 札幌市手稲区新発寒2条4丁目2-16
	所在地 TEL・FAX	(有)一	〒007-0840 札幌市東区北40条東9丁目1-20 TEL:011-704-1755	〒001-0016 札幌市北区北16条西4丁目2-1 TEL:011-758-1240・FAX:011-758-0845
	政令使用人	(株)ジェイ・エス・ビー・ネットワーク 北海道大学内店	須川 耕輔	大東 彰
	政令使用人	(株)フレスト 札幌支店	柿野 潤一	沼田 裕司
	所在地	(株)札幌不動産	〒060-0063 札幌市中央区南3条西12丁目326番地10 札幌ニュースカイマンション304号	〒060-0063 札幌市中央区南3条西12丁目326番地10 札幌ニュースカイマンション606号
	所在地 TEL・FAX	ミライベ不動産(株)	〒062-0052 札幌市豊平区月寒東2条3丁目1番3号 TEL:011-826-3744・FAX:011-826-3734	〒001-0033 札幌市北区北33条西2丁目1-15 TEL:011-768-8008・FAX:011-768-8014

入会

年／月	免許番号	商　号	代　表　者	所　在　地
R8/9	渡島　(1)　1297	(株)ソレイユ	嵯峨 涼一	函館市日乃出町8番20号
	渡島　(1)　1295	(株)ベストヨコヤマ	横山 広幸	北斗市村山154番地の1
	石狩　(1)　9816	(株)リラノマーケティング	平野 貴大	札幌市手稲区前田1条12丁目2番48号 VillaClasse手稲北口202号
	石狩　(1)　9226	(株)SANKOリーシングマネジメント アパマンショップ新さっぽろ店	佐藤 正和	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目3-36 sankoビル1階
	石狩　(1)　9226	(株)SANKOリーシングマネジメント アパマンショップ新道東店	桑原 進之介	札幌市東区北34条東16丁目1-5 しんえいセコンドビル 1階
	石狩　(1)　9226	(株)SANKOリーシングマネジメント アパマンショップ中央店	西尾 和真	札幌市中央区南1条西10丁目4 有田エステートビル1階
	胆振　(1)　1087	バナナハウス(株)	中澤 祐樹	苫小牧市本幸町1丁目1番1号
	石狩　(1)　9809	大丸不動産(株)	佐藤 升規	札幌市北区篠路町拓北30番地45
R8/8	石狩　(1)　9779	(株)いちたかガスワン 白老営業所	山田 拓也	白老郡白老町大町1丁目2番12号
	石狩　(1)　9811	MONO不動産(同)	太田 真弓	札幌市中央区南3条西6丁目3番地2 南3条グランドビル1206号
	石狩　(1)　9808	(株) 澤森	HAN PING	札幌市中央区南10条西9丁目1番21号13号室
	石狩　(1)　9806	エイトリアルエステート(株)	山下 晃輝	札幌市中央区宮の森4条5丁目4-10 OMレジデンス宮の森3F
	石狩　(1)　9805	(有)大元工務店	大元 敏和	札幌市手稲区前田8条11丁目3番15号
	石狩　(1)　9796	(株)リーガライトエステート	芳賀 絢子	札幌市西区琴似3条2丁目3番3号
	石狩　(1)　9800	スズカインベストメント(株)	立藤 健治	札幌市中央区北3条西3丁目1番地44 ヒューリックスクエア札幌4階
R8/7	石狩　(1)　9797	(株)田中商店	田中 孝	札幌市中央区大通西8丁目2-38 ストーク大通ビル7階
	石狩　(1)　9793	(株)AXSEL	丸山 翔吾	札幌市中央区北1条東7丁目10番地55
	石狩　(1)　9792	(株)Platinum Hokkaido	福光 悠介	札幌市豊平区月寒中央通7丁目6-20 JA月寒中央ビル2F
	石狩　(1)　9785	ENDO不動産事務所	遠藤 恭一郎	札幌市豊平区美園12条7丁目1番18号
	石狩　(1)　9788	(株)晴天	晴山 貴永	札幌市豊平区豊平4条3丁目1-1 シャルム豊平2C2号
	石狩　(1)　9781	T&T(株)	辻野 修太朗	石狩郡当別町弥生52番地12
	石狩　(1)　9791	ラッキーライフ札幌(株)	橋本 貴之	札幌市西区西野4条8丁目12番10号
	石狩　(1)　9774	Jstyle北海道(株)	陳 逸璽	札幌市中央区大通西17丁目1-5 ノワム大通2階東
	石狩　(1)　9767	(同)リコリラ	小林 穣	千歳市長都駅前5丁目6番10号
	石狩　(1)　9784	(株)M・G建装	松本 昭文	石狩市樽川8条1丁目143番地
	石狩　(1)　9782	イーカス(株)	濟藤 大雅	札幌市中央区南7条西2丁目2番地10 パラスト中島公園404号室
	石狩　(1)　9761	(有)恒志堂	佐藤 元春	札幌市中央区南19条西14丁目2-35

退会

年／月	免許番号	商　号	代　表　者	所　在　地
R8/9	石狩　(1)　9264	さくはな不動産	田巻 裕康	札幌市北区北32条西5丁目3番28号 SAKURA-N32 1F
	石狩　(4)　7287	(有)インテック	松村 博之	札幌市東区北9条東6丁目2番32号
	石狩　(1)　9200	(同)アイケイエステート	石井 豊	札幌市北区北九条西4丁目7番地4 エルムビル
	石狩　(4)　7560	(株)エムシー企画	前田 直	札幌市東区北37条東4丁目2番8号
R8/8	石狩　(1)　9405	スズカFAS(株)	立藤 健治	札幌市中央区北3条西3丁目1番地44 ヒューリックスクエア札幌
	石狩　(3)　7998	(株)ライフプランマネージメント	山崎 仁嗣	札幌市西区琴似2条5丁目2番1号 幸福ビル1階
	石狩　(8)　5284	(株)セゾン	河内 千明	札幌市北区北19条西3丁目1-28 セゾンビル
	胆振　(2)　1048	(株)はくねん	山田 拓也	白老郡白老町大町1丁目2番12号
R8/7	石狩　(3)　7847	(株)リ・セール	瀬間 道孝	札幌市豊平区西岡1条9丁目8番13号
	石狩　(4)　7481	藤栄建設(株)	佐藤 雅巳	札幌市東区北34条東9丁目3-12 コンフォート34 101
	石狩　(7)　6211	(株)ビッグシステム 中の島店	川原田 健一	札幌市豊平区中の島1条2丁目2-10 サンリバー中の島1階左
	石狩　(2)　8635	グレートネイチャー(株)	渡部 清	札幌市中央区円山西町9-4-1-106 エスポアール南円山
	石狩　(3)　8170	(株)インフィニティ	及川 雄介	札幌市北区新琴似12条1丁目1番33号 AMEXビル1階

Rabby ラビー
vol.212
2026年／秋号

第51回札幌マラソン 給水ボランティア

令和8年10月4日（日）





スポーツの秋、札幌の街を駆け抜ける15,000名を超えるランナーを応援しようと、北海道本部は10月4日（日）、「第51回札幌マラソン」で初めて給水ボランティアを実施しました。秋晴れの当日は会員21社から30名が参加。法被やラビーちゃんTシャツを身にまとい、うちわを手に声援を送りました。

札幌マラソンでは、環境に配慮し、各自が持参したボトルやカップで給水する「マイボトル・マイカップラン」を導入しています。北海道本部は大通公園付近の約8.5km地点にある給水所を担当。南北2班に分かれ、前半はスポーツドリンク、後半はミネラルウォーターを用意し、飲料の補充やタンクの交換を行いながらランナーを支えました。

沿道にはPRバックパネルを2基設置し、ラビーちゃんの着ぐるみも応援に加わりました。ランナーと触れ合ったり、一緒に写真を撮ったりする姿も見られ、大会を盛り上げました。

終了後のアンケートでは、回答者全員が「とても楽しかった」と回答。「ランナーを応援できた」「普段とは違う経験ができた」「全日のPRにつながった」などの感想が寄せられ、会員同士の親睦も深まりました。今回の活動は、地域貢献や会員交流に加え、全日のPRにもつながる有意義な機会となりました。北海道本部では、今後も地域に根差した活動を通じ、協会の認知度向上に努めていきます。

東日本青年部連絡協議会北海道大会 ～函館を舞台に、青年部会員が交流～

令和8年10月9日（金）





大泉市長



向山議員





渡辺氏



北山氏





歴史情緒あふれる元町の街並み、函館山から見渡す港と市街地、そして赤レンガの建物が並ぶベイエリア。函館の魅力を満喫できる企画が盛り込まれた「東日本青年部連絡協議会（東青連）北海道大会」が、10月9日（金）、全日北海道青年部会と全日北海道道南ブロック青年部会の主催により函館市で開催され、北海道をはじめ、東北各県や長野、岐阜から78名が参加しました。

最初のプログラムは、函館西部地区を巡るバス視察研修。函館駅前を出発し、元町エリアでは異国情緒あふれる街並みを楽しみながら、旧函館区公会堂前で記念撮影を行いました。その後は函館山へ向かい、山頂からの街並みと港を一望しました。

視察研修後は、金森赤レンガ倉庫群にある金森ホールにて懇親会を開催。渡辺康太北海道青年部会長の開会挨拶に続き、大泉潤函館市長、向山じゅん衆議院議員から祝辞をいただき、横山鷹史北海道本部長の乾杯で開宴しました。

各県によるPRに続き、アトラクションでは「10連けん玉」に挑戦。成功を目指して競い合う参加者に歓声や拍手が送られ、会場は大いに盛り上がりました。また、地元特産の食事を囲みながら、各地の会員同士とも親睦を深めました。最後は北山日出樹道南ブロック青年部会長の中締めで、盛会のうちに閉会しました。

函館の歴史や景観、食を楽しみながら、地域の垣根を越えて交流を深めた今回の大会。各地の青年部会員にとって、新たなつながりや刺激が生まれる有意義な一日となりました。

発行：公益社団法人 全日本不動産協会北海道本部
公益社団法人 不動産保証協会北海道本部
一般社団法人 全国不動産協会北海道本部
編集：組織・広報委員会
〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目11番地2 全日ビル2階
TEL.011-232-0550 FAX.011-232-0552
URL https://hokkaido.zennichi.or.jp/